

統合幕僚学校防火防災管理規則を次のように定める。

平成28年9月1日

統合幕僚学校長 海将 坂田 竜三

統合幕僚学校防火防災管理規則

統合幕僚学校消防規則（平成18年統合幕僚学校達第17号）の全部を改正する。

改正 平成30年3月27日 統合幕僚学校達第5号
令和元年6月20日 統合幕僚学校達第7号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防火防災管理業務（第3条）
- 第3章 火災予防（第4条・第5条）
- 第4章 消防活動等（第6条―第9条）
- 第5章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、統合幕僚学校（以下「学校」という。）における防火防災及び消火活動等に関し必要な事項を定め、火災発生の防止並びに火災及び災害による被害の局限を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長等 企画室長、総務課長、教育課長及び国際平和協力センター長をいう。
- (2) 学校（目黒） 統合幕僚学校のうち、目黒基地に所在するものをいう。
- (3) 学校（市ヶ谷） 統合幕僚学校のうち、市ヶ谷庁舎に所在するものをいう。
- (4) 目黒基地防火防災管理規則 「目黒基地防火防災管理規則（平成27年目黒基地達第4号）」をいう。
- (5) 市ヶ谷庁舎の管理に関する規則 「防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）」をいう。
- (6) 市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則 「防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則（平成23年経会第7851号）」をいう。

- (7) 市ヶ谷庁舎消防計画 「防衛省市ヶ谷消防計画(平成14年管会第5998号)をいう。
- (8) 市ヶ谷庁舎防災応急対策計画 「防衛省市ヶ谷庁舎防災応急対策計画(平成12年経会第5070号)」をいう。

第2章 防火防災管理業務

(防火防災責任者等)

第3条 学校(目黒)における防火防災管理業務については、目黒基地防火防災管理規則に基づき実施するものとし、防火防災責任者等及びその業務は次表のとおりとする。

職名(該当者)	業務
防火防災責任者 (総務課長、企画室長、教育課長)	1 防火防災担当者の指定及びその監督、指導 2 火元取締責任者(正・副各1名)の指定 3 防火・防災点検に関すること。 4 消防用設備等防火取扱責任者(正・副各1名)の指定 5 消防用設備の維持管理に関すること。 6 防火、防災に係る訓練、教育に関すること。 7 火気使用、喫煙所の設置に関すること。 8 その他、基地防火防災管理者から示された事項 上記のうち4～8は総務課長のみ
防火防災担当者 (防火防災責任者の指定する者)	1 火元取締責任者の監督指導 2 消防用設備等取締責任者の監督、指導 上記のうち2は総務課長が指定する者のみ
火元取締責任者 (防火防災責任者の指定する者)	1 火気及び電気器具の使用状況の点検 2 課業終了時の火元点検 3 喫煙場所の点検 4 火元取締責任者標識の標示 上記のうち3は総務課長が指定する者のみ
消防用設備等取扱責任者 正：総務課庶務係長 副：総務課長の指定する者	1 消防用設備等の取扱い、点検に関すること。 2 消防用設備等取扱責任者及び消火器設置場所の標識の標示

- 2 学校(市ヶ谷)における防火防災業務については、市ヶ谷庁舎の管理に関する規則、市ヶ谷庁舎防災応急対策計画及び市ヶ谷庁舎消防計画に基づき実施するものとし、国際平和協力センター長はあらかじめ次表の要員を指定しておくものとする。

職名	人員	業務
火気取締責任者	正・副各1名	市ヶ谷庁舎の管理に関する規則第26条第3項に定めるところによる。

避難誘導責任者	1名（F 2棟 1階）	市ヶ谷庁舎防災応急対策計画 1 2 （1）に定めるところによる。
避難誘導係	4名（F 2棟 1階）	

- 3 防火担当区域は別表第 1 のとおりとする。
- 4 課長等は別表第 1 に示す担当区域の室等ごと別記様式第 1 による火気等日常点検簿（市ヶ谷庁舎においては別記様式第 2 による火気日々点検表）をそれぞれ備え付け、火元取締責任者（市ヶ谷庁舎においては火気取締責任者）または最終退出者に火気等の日常点検を行わせるものとする。

第 3 章 火災予防

（電気器具等の使用）

第 4 条 火気使用に準ずる電気器具（電熱器、電気ストーブ等）を使用する場合、目黒基地においては総務課長を経由し目黒基地防火防災管理規則第 1 8 条に定める火気使用申請書を目黒基地司令に、市ヶ谷庁舎においては市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則第 2 1 条に定める設置等許可申請書を庁舎管理者にそれぞれ申請し、許可を得るものとする。

（喫煙場所）

第 5 条 学校（目黒）における喫煙場所は総務課長の計画による。

- 2 学校（市ヶ谷）における喫煙場所は市ヶ谷庁舎消防計画第 2 6 条及び第 2 7 条に定めるところとする。

第 4 章 消防活動等

（学校消防隊）

第 6 条 学校に学校消防隊を置く。

- 2 学校消防隊の編成及び担当地区は別表第 2 のとおりとする。
- 3 学校消防隊は、担当地区において火災が発生した場合は、直ちに火災現場に急行して消火器及び屋内消火栓により初期消火活動等を実施するものとする。
- 4 学校（目黒）消防隊は、前項に定める初期消火活動等を行い、基地消防隊が現場到着した後は、その統制下に入るものとする。

なお、担当地区以外で火災が発生し、基地消防隊長から要請があった場合は、直ちに火災現場に急行し消火活動にあたるものとする。

- 5 学校（市ヶ谷）消防隊は、市ヶ谷庁舎消防計画の定める庁舎 F 2 棟地区自衛消防隊の長との調整により市ヶ谷庁舎における消火活動等を実施する。

（火災発見者の処置）

第 7 条 火災を発見又は知った者は、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 大声で「火災」と連呼すること。
- (2) 最寄りの火災報知機により火災を通報すること。
- (3) 近傍の消火器又は消火栓により初期消火に当たること。
- (4) 内線 9 9 番に次の事項を通報すること。

ア 出火場所（建物棟名、階数、付近の室名等）

イ 火災の状況（一般建物火災、油火災、電気火災等）

（避難及び搬出）

第8条 目黒基地における避難及び搬出の場所は、儀じょう広場とする。

2 市ヶ谷庁舎地区における避難場所は市ヶ谷庁舎地区内グラウンドまたは状況により加賀門横駐車場地区とする。

（非常持出）

第9条 課長等は、非常持出し物品を指定し、持出責任者を指名するとともに、搬出優先順位を定めて表示しておくものとする。

2 課長等は、非常持出し物品の搬出に際して、重要なものについては監視員を付け、散逸盗難を防止するものとする。

第5章 雑則

（目黒基地防火防災管理規則及び市ヶ谷庁舎消防計画等の適用）

第10条 学校の防火防災等に関し、この達に定めのない事項については、目黒基地防火防災管理規則、市ヶ谷庁舎消防計画及び市ヶ谷庁舎防災応急対策計画の定めるところによる。

附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この達は、令和元年7月1日から施行する。

別表
別表第1 (第3条関係)

【企】 企画室
【総】 総務課
【教】 教育課
【空】 空幹校

防火担当区域

(目 黒)

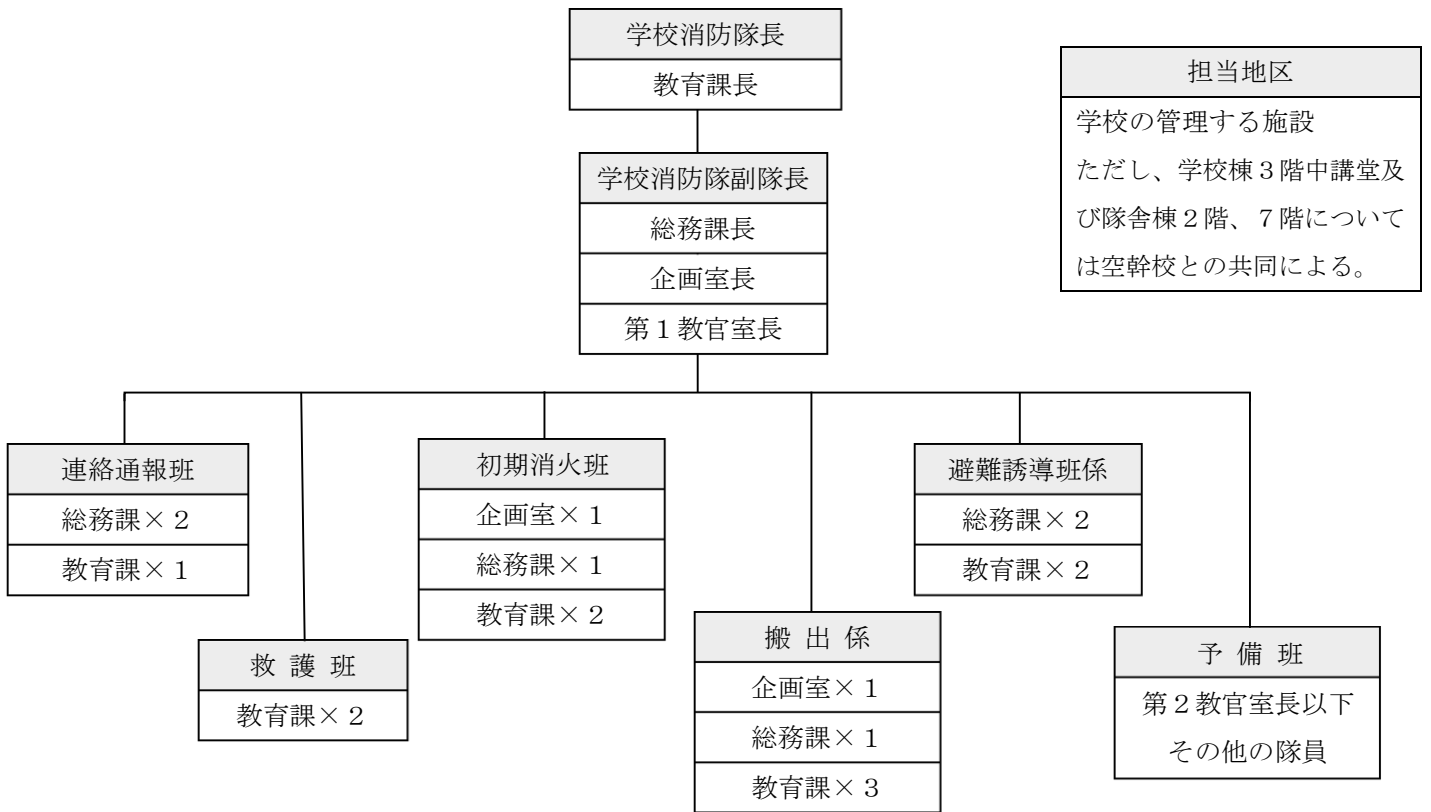
学校長室【総】	小会議室・副官室【総】	副校長室【総】	応接室【総】	X		会議室【空】	倉庫【総】	中講堂【空】					
階段	EV	X	WC【総】	湯沸室【総】	更衣室【総】	階段	Ev	倉庫【総】	WC【総】	湯沸室【総】	X	EV	階段
			WC【総】	サーバ室【教】	テラス【総】	Ev		WC【総】	シャワー室【総】				
教育課長室【教】	X		車両係室【総】	X				研究室【教】		第1教室【教】			
教育管理班・教務班室【教】			総務課長室【総】										
企画室【企】			総務班室【総】										
X	階段	更衣室【総】	印刷室【総】	WC【総】	講師控室1【教】	講師控室2【教】	学生控室2【教】		階段	X			
		第1・第2教官室【教】		講師控室3【教】	討議室1【教】	討議室2【教】	討議室3【教】	討議室4【教】			学生控室1【教】	第2教室【教】	

(市ヶ谷)

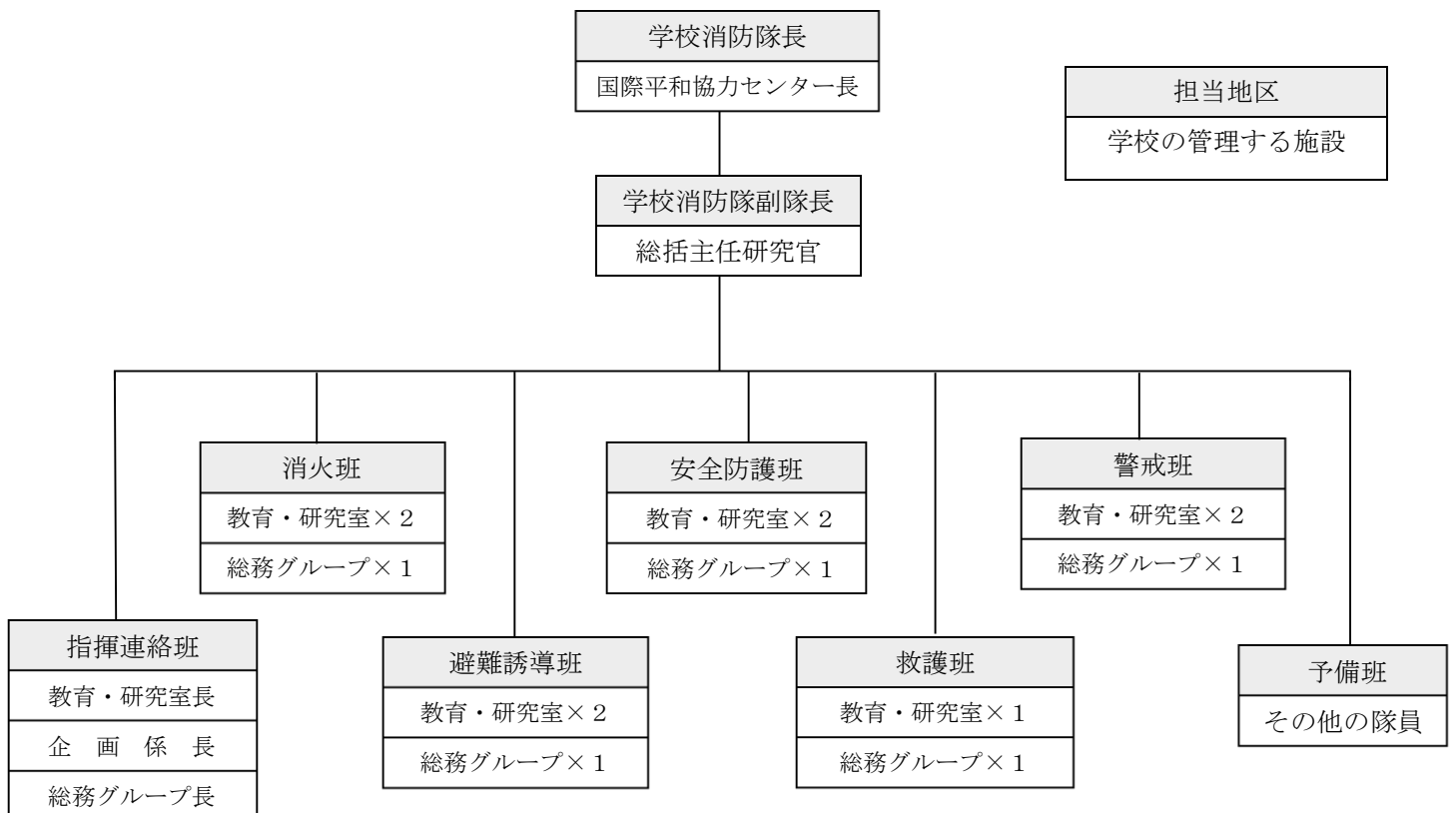
国際平和協力センターについては市ヶ谷庁舎F2棟1階及び5階中教場を担当区域とする。

別表第2 (第6条関係)

学校 (目黒) 消防隊



学校 (市ヶ谷) 消防隊



別記様式第1 (第3条関係)

火気等日常点検簿

(年度)

場 所							
月	実 施 項 目						点検者
	火気、電気器具等						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

火元取締役責任者：正 ○○ ○○ 副 ○○ ○○

